

アーキビスト認証委員会運営細則

令和2年6月8日

アーキビスト認証委員会決定

(総則)

第1条 アーキビスト認証委員会(以下「委員会」という。)の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、アーキビスト認証委員会規則(令和2年6月3日国立公文書館長決定。以下「委員会規則」という。)に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(委員の任期)

第2条 委員の通算在任期間は、最長10年を目途とする。

(委員長)

第3条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(会議の招集)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所、議題その他必要な事項を委員に通知しなければならない。ただし、委員長が特に緊急の必要があると認めるときは、この限りではない。

3 委員長は、委員会が必要と認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見を求めることができる。

(議事の記録)

第5条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事の記録を作成するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者
- (4) 議題
- (5) 発言者及び発言内容

2 議事の記録は、当該会議に出席した委員の確認を得て作成する。

(会議資料等の公表)

第6条 会議での配布資料及び議事の記録(以下「会議資料等」という。)は、国立公文書館ホームページ等により公表する。

2 会議資料等を公表することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると認める場合は、委員長が議決を経て、その全部又は一部を非公表とすることができる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事の手続きその他会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年6月8日から施行する。